

村半利活用検討会（令和4年度第5回）結果報告

日時 令和5年3月16日(木)16時00分～17時00分

場所 村半 大会議室

出席者 検討会メンバー8名、事務局(企画課)4名

内容

1. 協議事項

(1) 利用状況等について

- ・令和4年12月～令和5年2月の利用状況や占用利用実績等について説明
- ・今後の占用受付について

(2) 撮影について

2. 報告事項

(1) 来所者の5万人達成について

(2) 2022年メモリアルボードについて

(3) 卒業生へのメッセージ

(4) 岐阜大学 SPARC「地域ラボ」オープニングセレモニーについて

令和5年4月16日(日)午後2時～

<意見交換、質疑> メ:構成メンバー、事:事務局

(1) 協議事項「撮影について」に対する意見等

村半内での撮影について、地場製品の撮影や村半をPRするような効果が期待できるような商用利用による撮影を認めていくことを事務局から提案した。

メ:良いのではないかな。

事:商用と商用でないものの線引きが難しい。

メ:現在、婚礼等の撮影は可能としているが、不許可としている商用利用の撮影との違いがはっきりしないと思う。雰囲気を売るということであれば、雰囲気を売りにして撮影ができることを宣伝すること自体も商用利用になるのではないかな。国の施設でもロケ等の撮影ができることをPRしているところもある。先日市の施設において、地元の木工製造会社に対して飛騨の匠のPRにつながるという理由で使用を許可した。

事:他の市の施設においては、商用利用の場合、使用料を倍額に定めている。これまで村半では若者等の利用を促進するために有料による使用を許可していない。婚礼の撮影については、撮影してほしいという依頼者のために撮影するものであり、撮影したものをPRするものかどうかというところで撮影許可の判断を行ってきた。

メ:企業のコマーシャルや飛騨産品以外の撮影は不許可とするのか。

事:内容によって許可していきたい。村半に合う合わないという判断は難しいため、村半のPRにつながるものにしたいと思っている。

メ:PRする効果が期待できる場合に許可するとあるが、そのあたりの線引きも難しいと思う。そのため、ほぼ商用目的の撮影は認めることとなることになるのではないかなと思う。コマーシャルは今後も

不許可とするのか。

事:映像も写真も同じ扱い。なんでも許可をするわけではなく、評判が悪くなるようなことには使ってほしくない。許可していきたくて考えたきっかけは、これまで飛騨産品の撮影を断っていたが、それはいかがなものかという話もあり、利用の幅を広げたいという思いから今回の提案に至った。案件を見ながら整理をしていきたくて思っている。

メ:スタジオとして使用されるのは問題があると思う。商用であっても飛騨の産業の発展につながるかどうかという判断で許可しても良いのではないかと思う。公序良俗に反するものは許可してはダメだが、この景色の中で商品の映像を撮りたいということも施設にとって良いことだと思う。

事:これまで相談事例が少ないためどのような依頼が今後あるかわからないが、判断が難しい案件はこの検討会でも相談させていただきたい。今後進めていきながら整理をしていきたくて思っている。

事:これまでは営利に絡むものは利用を断っていたが、今後、飛騨産品を撮影するケースや産品でなくともこのロケーションを使って撮影するというケースが出てきた場合に、村半の雰囲気にもマッチしたものであったり、村半のロケーションを生かしたものだといった、村半にとっても価値の高まるものは認めていった方が良いのではないかと前回までの利活用検討会での意見を伺い整理した。どのような相談があるかは現時点ではわからないため、すべてを許可するのではなく、困るようなことが生じた場合は利活用検討会で相談させていただき、条件を付けていくことや認めないというような整理をしたい。それらの情報を共有させていただきながら進めていくことで運用方法の形が見えてくると思う。幅を広げて向かっていく方向で提案した。

メ:若者等活動事務所として許可をする目的が見えてこない。撮影を許可することによって、現在利用している利用者にしわ寄せがいくのではないかと。スタッフも采配をしなければならないといった負担が生じることで、利用者に関わる時間が減ってしまうのではないかと心配に思う。

事:利用者と利用時間がバッティングしたり不利になるときは、線引きやコントロールをしていく必要がある。活動している利用者や活動を大事にしたい。村半の目的には、建物を維持・保全していく役割もあるため、この建物の良さを伝えていくという意味では、商用利用の中でも充分効果が期待できると考えるため、バランスを取りながら進めていきたい。

メ:商用目的の撮影については、有料で利用いただく使用者の枠で許可してはどうか。使用料を施設の維持保全のための費用に充てることもできると思う。

事:現在使用申請は許可していない。使用料は1時間100円とそこまで高額な設定としていない。施設の目的として地域活性化が大前提に有るため、そこは外すことなく利用者の迷惑とならないように行っていく。スタッフが現場で判断しなければならないといったスタッフの負担を増やさないよう、進めていきながら明確な判断基準を作っていきたい。

メ:団体登録をしてもらい、どのような団体であるかを把握したうえで撮影いただくという方法もあると思う。女性青少年会館では、団体登録の際に、団体の活動の目的やどのような活動を行っているかなどを伺ったうえで登録し利用している。

メ:村半の原則を損ねない程度で、地場産業の活性化という目的のもと一歩進めてはどうか。様子を見ながらその都度判断していくと良いと思う。地場産業の活性化であれば許可するという枠だけ決めて進めていきながら、そのまま進めていくのか、枠を広げていくのかあるいは撮影料を徴収するのかといったことを考えていけば良いのでは。

事:当初、伝統的工芸品のみ許可することも考えたが、どのような商品だと不許可とするかといった線引きが難しいと思った。商品の撮影は基本的に認めるという大きな枠で進めていきたくて思っている。まずは地場産品の撮影の依頼の話があると思っているため、運用しながら整理をしていきたい。今後どのような相談があったかを検討会で報告させていただきたい。

(2)その他意見等

メ:令和5年度に金森長近のマンガの製作を行う予定。この村半も舞台に使いたいと考えており、今後利活用検討会の構成員のみなさんにも相談させていただきたい。

メ:誰が作るのか。

メ:文化財課が主体となり、B&G財団の助成を受けて実施する。漫画家の選定、シナリオの進め方等を高校生にも意見をいただきながら練り上げていきたいと考えており、村半を会場に使わせてもらいたい。PDF化して誰でも見ることができるよう、広く使ってもらえるように考えている。漫画家は選定中で、地元にはゆかりのある方にもあたっているところ。

以上